

契約書(案) 新旧対照表

頁	別紙	章	条	1	(1)	①	項目等	修正前	修正後
16		7	50	2			本施設の修繕	市は、本施設の維持管理及び運営業務期間中、事業者が提案した大規模修繕計画を参考とし、市の判断と費用により本施設の大規模修繕を行う。	市は、本施設の維持管理及び運営業務期間中、事業者が提案した事業期間後の大規模修繕を見据えた修繕計画を参考とし、市の判断と費用により本施設の大規模修繕を行う。
21		7	59	2			維持管理及び運営業務の契約保証	前項の保証に係る契約保証金の額は、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の10分の1以上としなければならない。	前項の保証に係る契約保証金の額は、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。
33		15	84	5			著作権の利用等	事業者は、市に対し、成果物又は本施設の内容を自由に公表することを許諾する。	事業者は、市に対し、成果物又は本施設の内容を自由に公表することを許諾する。ただし、事業者固有の技術やノウハウを含む場合は、事業者は市と事前に協議する。
41	4						サービスの対価の構成	検収補助費、給食調理費、給食配送・回収費、洗浄・残滓処理費等	献立作成支援(助言)費、食材調達業務支援(助言)費、検収補助費、給食調理費、給食配送・回収費、洗浄・残滓処理費等
51	5	3					維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	改定方法については、毎年8月の「企業向けサービス価格指数:物価指数年報・日本銀行調査統計局」を用い、前回改定年度(初回改定時)に対しては平成25年1～12月の指数の平均値と比較して1.5%以上の差が生じた場合、表3に定める指標に基づき次年度分のサービスの対価の改定を行う。	・改定方法については、毎年8月の「企業向けサービス価格指数:物価指数年報・日本銀行調査統計局」を用い、前回改定年度の前年(初回改定時)に対しては平成25年)の1～12月の指数の平均値と比較して1.5%以上の差が生じた場合、表7に定める指標に基づき次年度分のサービスの対価の改定を行う。